

社員の懲戒処分について

2024年12月5日
阪神高速パトロール株式会社

この度、巡回車による人身事故が発生し、乗車していた社員について、以下のとおり処分いたしました。

本件事故により、負傷された方に心からお見舞い申し上げますとともに、関係者の皆さまにご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

2024年3月、弊社巡回車が阪神高速道路の本線上で発生した事案対応に向かうため、一般道を緊急走行で、中央大通り西行側道から大阪市中央区西本町交差点を四ツ橋筋へ右折北進した際に、安全確認不十分により中央大通り東行側道を走行中の中型二輪と交差点内で接触し相手方が負傷する事故が発生しました。

2. 処分の内容

上記により、当該運転手を社内懲戒委員会に諮り、12月4日付で「戒告」の懲戒処分といたしました。

3. 交通安全の徹底に向けて

当該事故につきましては誠に遺憾なことであり、弊社では今後、更なる安全管理の徹底に努め、細心の注意をもって業務に邁進してまいります。

以上